

静岡県草薙総合運動場ボランティア登録制度規約

(趣旨)

第1条 この規約は、草薙総合運動場のボランティア活動の推進のため、静岡県草薙総合運動場指定管理者東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体（以下を「指定管理者と」と称します）に「静岡県草薙総合運動場ボランティア登録制度」（以下「ボランティア登録制度」と称します）を設け、その登録の実施にあたり必要事項を定める。

(登録資格)

第2条 ボランティア登録制度に登録できる者は、ボランティア登録制度の趣旨を理解し、ボランティア活動を希望する個人及び団体とする。

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの活動を行おうとするものは登録できないものとする。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする活動、勧誘を伴う活動
- (2) 本来、有資格者によって行われるべき活動

(登録手続き)

第3条 ボランティア登録制度への登録希望者は、静岡県草薙総合運動場ボランティア登録申込書を指定管理者に提出するものとする。

(登録期間)

第4条 登録期間は1年とする。ただし指定管理者及び登録者の両者の異議がない場合は、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新するものとする。

(登録の変更・取り消し)

第5条 登録内容の変更・取り消しを希望するには、指定管理者に変更・取り消し届けを提出するものとする。

(改定)

第6条 指定管理者は必要に応じて本規約を改定・変更することができ、その効力はすべての会員に及ぶものとする。

(その他)

第7条 上記に記載されていない内容については、指定管理者と協議するものとする。

この規約は、令和 6年 9月 1日から施行する。